

健診実施機関の選定基準

健診実施機関の選定にあたっては、全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診実施要綱（以下「要綱」という。）によるほか、協会けんぽが実施する事業に協力的で、次に掲げる基準を満たしていると認める医療機関を選定するものとする。

1 健診を実施する施設の基準

- (1) 生活習慣病予防健診及び肝炎ウイルス検査を実施するに必要な医師及び臨床検査技師等が確保されていること。
- (2) 生活習慣病予防健診及び肝炎ウイルス検査を実施するために必要な医療設備を保有（リース契約等により調達することが明確に定められ、文書化され、かつ安定的に調達でき、自ら保有している場合と同等の実施体制が確立され、生活習慣病予防健診事業を実施する上で特段の支障がないと認められる場合を含む。）していること。
なお、次の各号に掲げる場合については、自ら実施しない検査等に必要な医療設備を保有している必要はない。
 - 一 検体検査、胃内視鏡検査、乳がん検診、子宮頸がん検診、眼底検査の各検査等の全部又は一部を再委託により実施する場合。
 - 二 一般健診を実施することが可能な健診機関で、付加健診、乳がん検診、子宮頸がん検診の各検査等の全部又は一部を自ら実施することができず、かつ、近隣に再委託機関が存在しないなど再委託できない相当な理由があると認められる場合であって、加入者の受診機会を確保し、保険者として健診事業等を推進していく観点から、当該健診機関等と契約を締結することが必要であると支部長が判断したとき。
 - 三 要綱の「健診の基準」に定める胃部レントゲン検査の実施が困難な場合であって、加入者の受診機会を確保する観点から、胃部レントゲン検査に代えて胃部内視鏡検査のみ実施可能な健診機関についても、当該健診機関等と契約を締結することが必要であると支部長が判断したとき。
- (3) 原則として、毎日（休診日を除く。）健診が実施できる体制であること。
- (4) 健診の受付、待合室の表示が明確にされているとともに、健診部門と一般診療部門が、壁やパーテーション等により物理的に分離されている又は時間帯の調整などの適切な方法により区分され、健診に必要な更衣室を有していること。なお、健診施設の改修や改築等（老朽化や経営上の理由等によるものであって、天災その他やむを得ない理由によるものを除く。）により、一時的にこれらの確保が困難になると見込まれる場合には、あらかじめ必要な措置を講じ、健診の実施に支障が生じない体制を確保できること。
- (5) 検診車により検査を実施する場合は、上記（１）～（３）の基準を満たすこと。また、健診実施の際は、健診の受付、待合及び更衣スペースを確保し、受診者に不便が生じないよう配慮されていること。

2 検査の精度管理

- (1) 検査の内部精度管理について、生化学検査等の検査に関してX-R管理図法等を用いた精度管理が毎日実施されていること。
- (2) 検査の外部精度管理について、日本医師会による臨床検査精度管理調査又はこれに準ずる精度管理調査に毎年参加し、その評価が良好であること。日本医師会による臨床検査精度管理調査にあつては、協会が実施する生活習慣病予防健診の検査項目等に対応する各項目に「D」が無いこと及び参加項目修正点が概ね「90点」以上であること。
- (3) 上記（２）に該当しない場合であっても、健診事業を継続して実施している健診機

関については、改善指導を行うとともに、既に改善が行われている旨の文書を徴すること。

(4) 検査の精度管理上の問題点があった場合は、適切な対応策が講じられること。

(5) 検体の取扱い、操作、保守管理、チェック体制等について適切な管理体制がとられていること。

3 検査データの記録の管理体制

受診者の健診結果データ、レントゲンフィルム等健診記録の管理（5年間保存）体制が整っていること。

4 受診者に対する生活指導、栄養指導等

(1) 受診者に対する健診結果の説明、生活指導、栄養指導等に適切に対応できること。

なお、保健師等による生活指導、栄養指導等ができない場合は、協会支部の保健師等と協力体制をとること。

また、健診結果の説明、生活指導、栄養指導等を実施する際は、受診者のプライバシーに配慮した施設（部屋）を確保すること。

(2) 受診者に対する健診結果は、健診実施後概ね14日以内に原則事業主を経由して通知できること。

5 精密検査が必要な者、治療が必要な者に対して、適切な措置のとれる連携医療機関を有すること。

6 健診実施機関が保険医療機関の場合は、保険診療が適切に行われていることのほか、社会保険料の納付状況が良好であることなどを総合的に勘案し、健診実施機関としてふさわしいと認められること。